

議 第 277 号

平成28年12月5日提出

熊本市動植物園条例の一部改正について

熊本市動植物園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例の一部を改正する条例

熊本市動植物園条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

（提出理由）

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。